



今月の紹介者
豊福小学校6年
 右山 煌晴 さん

市内小中学校では、「論語」を学ぶ取り組みを行っています。
 「論語」は、古代中国の思想家、孔子の教えを弟子たちが書き記したもので、人としての生きる道や考え方、道徳が示されています。
 このコーナーでは、教訓として活用している事例などを紹介します。

読んでみたい 論語 その41



ぼくは、豊福小学校の六年生です。毎日、友達といっしょに楽しく元氣いっぱい学校生活を送っています。
 四年生の時のことでした。ある朝、登校していると、足の不自由な人が重そうな荷物を持っていらつしやるのに気付きました。ぼくは、心の中で「手伝おうかな。」と思いました。迷いもありました。「手伝っていて、学校におくれちゃいかん。早く学校に行かなきゃ。」という気持ちがあったのです。どうしようかと迷っているうちに、その人は車に乗って行ってしまいました。
 今ふり返ってみると、「なぜあの時手伝わなかったのだろう。」と

後悔しています。きつとあの時は、声をかける勇気がなかったのだと思います。その後、この論語に出会い、あの時の自分の姿と重なりました。そして、改めて、正しいと思ったことは、勇気を出して行動することが大切だと思いました。例えば、これからの学校生活の中で、いじめや差別をしている人に気付いたら、勇気を出して注意していきたいと思いました。
 さらに、このことがきっかけで、論語にも興味を持ちました。論語を学ぶと、役に立つことが多いと思うので、ぜひ友達にも広めたいなと思いました。

子曰わく、
 「義を見て為ざるは、勇なきなり。」と。
 先生は言われた、
 「正しいことだと分かっているながら、何もしないのは、勇気がないことだ。」と。

消費者トラブル 注意報

テレビショッピングで
 注文したら定期購入だった

商工振興課
 ☎32-1604

テレビショッピングで健康食品を購入し、商品が届いた。その後、何も頼んでいないのに、1カ月後に同じ商品が届いた。よく確認すると、「定期お届けコース」になっていた。これ以上は要らないので返品し、定期購入を解約したい。
 (80歳代 女性)



アドバイス

- テレビショッピングは情報の表示時間が限られているため、ついつい商品の印象やお得感ばかりに気を取られてしまいますが、契約内容や解約条件を見逃さないようにしましょう。定期購入の場合は、その旨や定期購入の期間など重要な事項が表示されているので注意しましょう。
- 電話で注文するときに、オペレーターが定期購入などの契約条件を説明する場合があります。しっかりと話を聞いて、注文内容を確認しましょう。説明が分からない場合や契約内容について説明がない場合は自分から確認し、納得してから注文しましょう。
- テレビショッピングなどの通信販売では、クーリング・オフの制度はありません。ただし、契約条件によっては返品できる可能性がありますので、消費生活センターなどにご相談ください。



気をつけてね

見守るくん

イラスト：黒崎 玄

※少しでも怪しいなと思ったときは「消費生活センター☎33-8277」「消費者ホットライン☎188」へどうぞ。
 「消費者トラブル注意報」は、国民生活センターからの全国的な情報をもとに掲載しています。



知つとこ！

安全・
 安心

宇城警察署
 ☎33-0110

9月11日は「警察相談の日」です

スローガン

警察の相談ダイヤル #9110

警察は、犯罪などの防止に関する相談や県民の安全と平穏についての相談に応じています。
 宇城警察署でも、さまざまな相談に応じています。事件・事故に対する110番とお間違いないようお願いします。

犯罪被害の防止など

生活の安全に関する相談はこちら

・プッシュホンからは「#9110」
 ・「#9110」が利用できる場合は
 熊本県警察本部「警察安全相談室」
 ☎096(383)9110
 または最寄りの警察署にご相談ください。

※「#9110」は、携帯電話からも利用可能ですが、ダイヤル回線の電話や一部のIP電話からは利用できません。その場合は、「☎096(383)9110」におかけください(相談電話の通話料は有料)。